

二次的利用を取り巻く状況 (二次的利用に対する要請等)

- ◇ 新たな情報通信技術戦略(抄)
(平成22年5月 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)
- ◇ 新たな情報通信技術戦略 工程表(抄)
(平成22年6月 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)
- ◇ 平成21年度統計法施行状況に関する審議結果報告書
(平成22年9月 統計委員会)
- ◇ 2010年度日本経団連規制改革要望(抄)
(2010年10月 (社)日本経済団体連合会)

新たな情報通信技術戦略(抄)

(平成22年5月 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)

Ⅲ. 分野別戦略

1. 国民本位の電子行政の実現

(2) オープンガバメント等の確立

【重点施策】

- 行政が保有する統計・調査などの情報について、回答者の個人情報を守る観点から、個人が特定できない形に情報の集約化・匿名化を行い、それらを原則としてすべて2次利用可能な形でインターネットで容易に入手し、活用できるようにすることにより、新事業の創出を促進する。

【具体的取組】

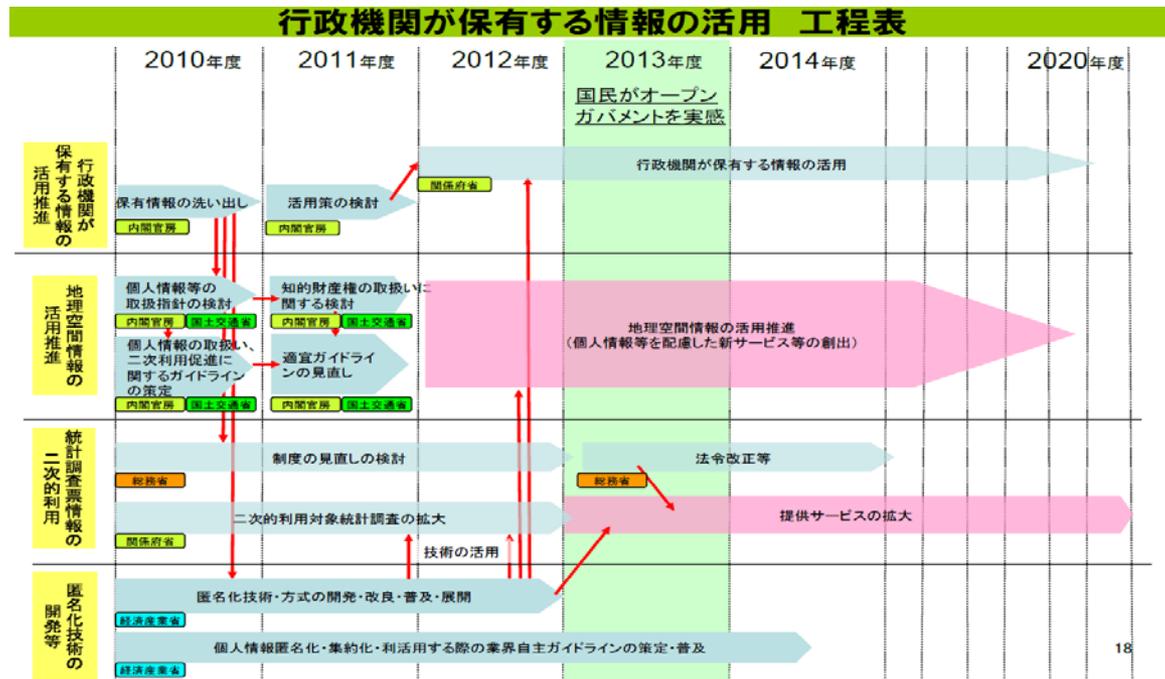
ii) 行政機関が保有する情報の活用

行政機関が保有する地理空間情報、統計調査等に係る情報について、個人が特定できない形に情報の集約化・匿名化を行うなど、個人情報・プライバシー保護の対策を講じつつ、その一層の活用を推進する。

【内閣官房、総務省、国土交通省、経済産業省等】

新たな情報通信技術戦略 工程表(抄)

(平成22年6月 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)



1. (2) ii)

行政機関が保有する情報の活用

(各府省の取組)

短期(2010年、2011年)

行政が保有する情報を洗い出し、活用策を検討する。情報の活用に必要な制度整備、課題の解決、技術開発等を行う。

内閣官房: 行政の保有する情報の洗出、活用策検討。国民IDと関連があり個人情報保護への配慮が必要な情報については、国民ID制度と併せて検討

内閣官房・国土省: 地理空間情報活用にあたっての個人情報の取扱い・知的財産権の取扱いに関する検討、ガイドラインの策定

総務省: 統計調査票情報活用にあたっての統計調査票情報活用制度の見直し

経産省: 匿名化技術・方式の開発、業界自主ガイドラインの策定・普及

中期(2012年、2013年)

情報の活用を進め、匿名化技術を活用しつつ提供サービスの拡大を図る。

内閣官房・国土省: 地理空間情報の活用推進

総務省: 統計調査票情報活用制度の見直し(継続)、必要な法令改正等

経産省: 匿名化技術・方式の開発(継続)、業界自主ガイドラインの策定・普及

「平成21年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」(抄)

(平成22年9月 統計委員会)

Ⅱ 各ワーキンググループの検討結果等

3 第3ワーキンググループ関係

ウ 取り組むべき統計整備の方向性

(i) 基本計画に掲げられた二次的利用について、引き続き以下の事項を推進する。

- ・ 総務省は、国民からの理解が得られる範囲において、二次的利用を一層推進する観点から、二次的利用の利用目的の範囲について検討を行う必要がある。

(ii) 各府省は、法第33条に基づく調査票情報の利用について、ガイドラインに準拠して適切な運用を確保する必要がある。また、総務省はオンライン利用についての検討を進める際に法第33条に基づく調査票情報の利用の手続の簡素化の検討を行う。

2010 年度日本経団連規制改革要望(抄)

(2010年10月 (社)日本経済団体連合会)

【提案事項名】

政府統計情報の二次活用

【意見】

行政が行う統計調査については、個表も含め個人情報保護に配慮した形で公表し、学術部門に限らず利用者自らがデータを利活用できるよう制約を緩和するべきである。個人情報保護に配慮しつつ、可能な限りロー・データに近い形で提供可能とすること、提供対象を学術部門に限定せず民間部門まで拡大すること、e-Statの機能拡充により利用者がオンラインで分析を行えるようにすることにより、民間部門でのインテリジェンスが高まり、新規ビジネス検討等に役立てることができる。

【理由】

行政が行う統計調査結果については、公表内容や提供対象が限られており民間部門などで十分に利活用されていない。また統計情報の提供方法は用紙やフレキシブルディスクカートリッジ、光ディスクなどに限られており入手コストがかかる。

「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」(2010年9月10日閣議決定)において、「統計法に規定される事業所母集団データベースの民間における情報の利用・活用に関し、対象とする情報の範囲等について早急に検討を開始し、平成22年度中に結論を得る。」とされているが、平成22年度中に確実に措置すべきである。

【関係法令】

統計法第34,35,36条、施行令第13条、施行規則15条